

訪問介護における院内介助について

留意事項

○訪問介護による院内介助について真に必要な場合は、アセスメントにより下記の内容を明確にし、居宅サービス計画及び訪問介護サービス計画に位置付け、サービス担当者会議で必要性について検討してください。

①医療機関の院内介助に対する体制の有無

医療機関で必要な院内介助をおこなう体制が無いことを確認すること。

②院内介助に必要な本人の心身状態等

院内での移動等が本人のみでは心身の状態や障害・疾病等から困難であり、介助者による支援が必要である状況を位置づけること。

例) リウマチ・脳梗塞等による麻痺・視力障害者・パーキンソン病・精神障害・在宅酸素の利用者・糖尿病・介助者なしでは転倒の危険が高い者等

③家族等の介護体制の有無

院内介助が可能な家族等もおらず訪問介護員の支援でしか介助ができないことを明らかにすること。具体的には、独居、昼間独居、家族等が疾病・障害等のため通院先での介助が困難である等。